

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和5年5月15日(2023.5.15)

【国際公開番号】WO2020/232156
 【公表番号】特表2022-533958(P2022-533958A)
 【公表日】令和4年7月27日(2022.7.27)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-136
 【出願番号】特願2021-568229(P2021-568229)
 【国際特許分類】

10

C 0 7 D 3 0 7 / 8 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 3 1 / 3 4 3 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 1 9 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

【F I】

C 0 7 D 3 0 7 / 8 0 C S P

A 6 1 K 3 1 / 3 4 3

A 6 1 P 1 9 / 0 6

【手続補正書】
 【提出日】令和5年5月1日(2023.5.1)

20

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

以下の(i)、(ii)、または(iii)である化合物であって、

(i) (3,5-ジブromo-4-ヒドロキシフェニル)(6-ヒドロキシ-2-(1-ヒドロキシエチル)ベンゾフラン-3-イル-4,5,7-d₃)メタノン、またはその薬

30

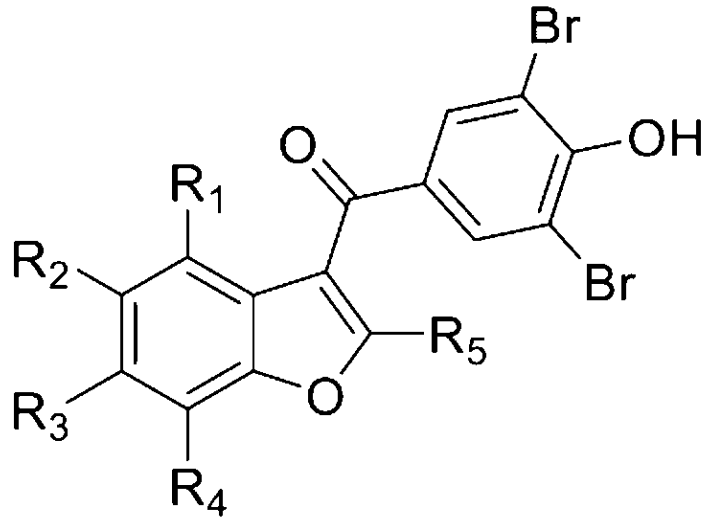
学的に許容される塩もしくは溶媒和物、

(ii) 式(I):

40

50

【化 1】



10

式 (I);

20

(式中、

R₁、R₂、R₃およびR₄は、各々独立して水素、重水素、ヒドロキシおよびメトキシからなる群から選択され、R₁、R₂、R₃およびR₄の少なくとも1つは、重水素であり、

30

R₅は、-CH₂CH₂(OH)、または-CH(OH)CH₂(OH)である)

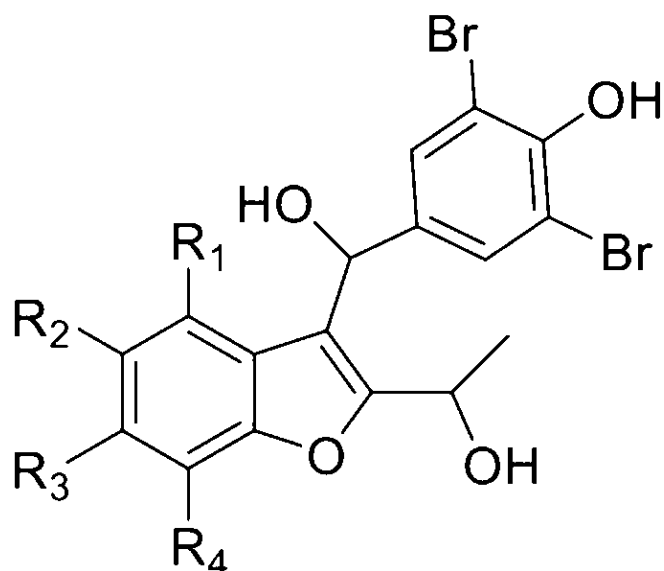
の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物、あるいは

(iii)式(II)：

40

50

【化 2】



10

式 (II);

20

(式中、

R₁、R₂、R₃およびR₄は、各々独立して水素、重水素、ヒドロキシおよびメトキシからなる群から選択され、R₁、R₂、R₃およびR₄の少なくとも1つは、重水素である)

の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物である、化合物。

30

【請求項 2】

(3,5-ジブロモ-4-ヒドロキシフェニル)(6-ヒドロキシ-2-(1-ヒドロキシエチル)ベンゾフラン-3-イル-4,5,7-d₃)メタノンである請求項 1に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

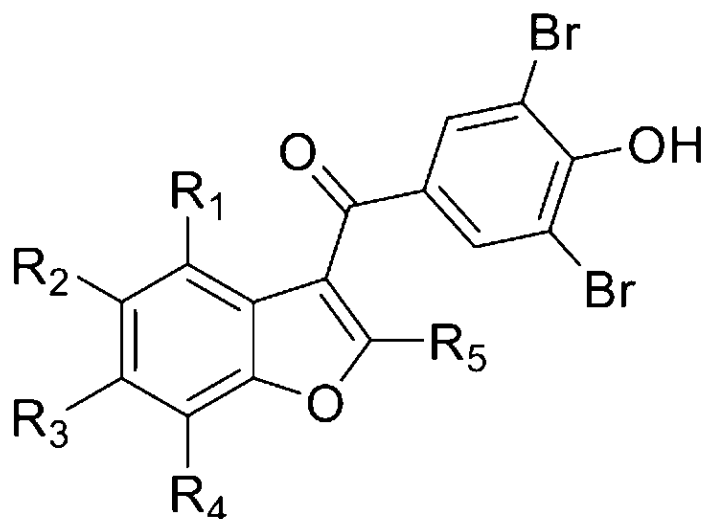
【請求項 3】

式 (I) :

40

50

【化 3】



10

式 (I);

20

(式中、

R_1 、 R_2 、 R_3 および R_4 は、各々独立して水素、重水素、ヒドロキシおよびメトキシからなる群から選択され、 R_1 、 R_2 、 R_3 および R_4 の少なくとも1つは、重水素であり、

R_5 は、 $-CH_2CH_2(OH)$ 、または $-CH(OH)CH_2(OH)$ である) 30
 の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物である請求項1に記載の化合物。

【請求項4】

R_1 、 R_2 、 R_3 および R_4 の少なくとも2つが重水素である、請求項3に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項5】

R_1 、 R_2 、 R_3 および R_4 の少なくとも3つが重水素である、請求項3に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項6】

R_1 、 R_2 、 R_3 および R_4 が重水素である、請求項3に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。 40

【請求項7】

R_5 が $-CH_2CH_2(OH)$ である、請求項3に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

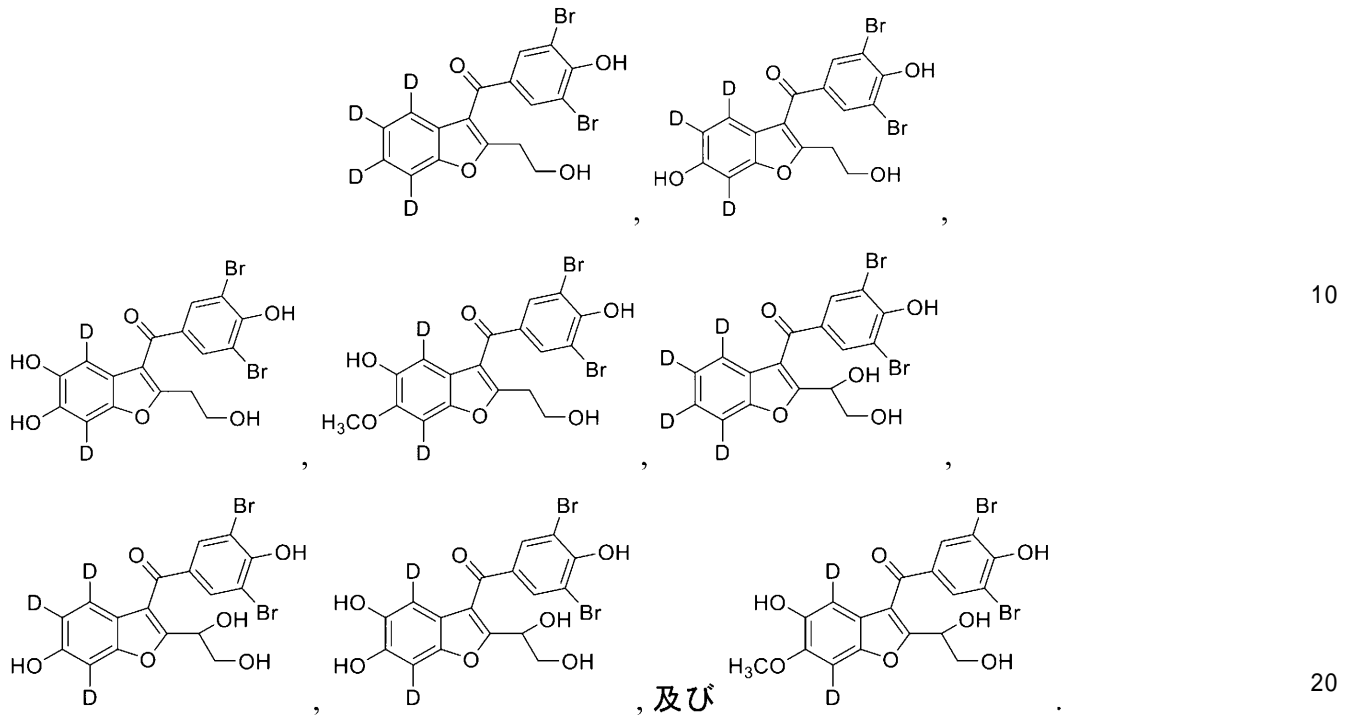
【請求項8】

R_5 が $-CH(OH)CH_2(OH)$ である、請求項3に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項9】

50

【化4】

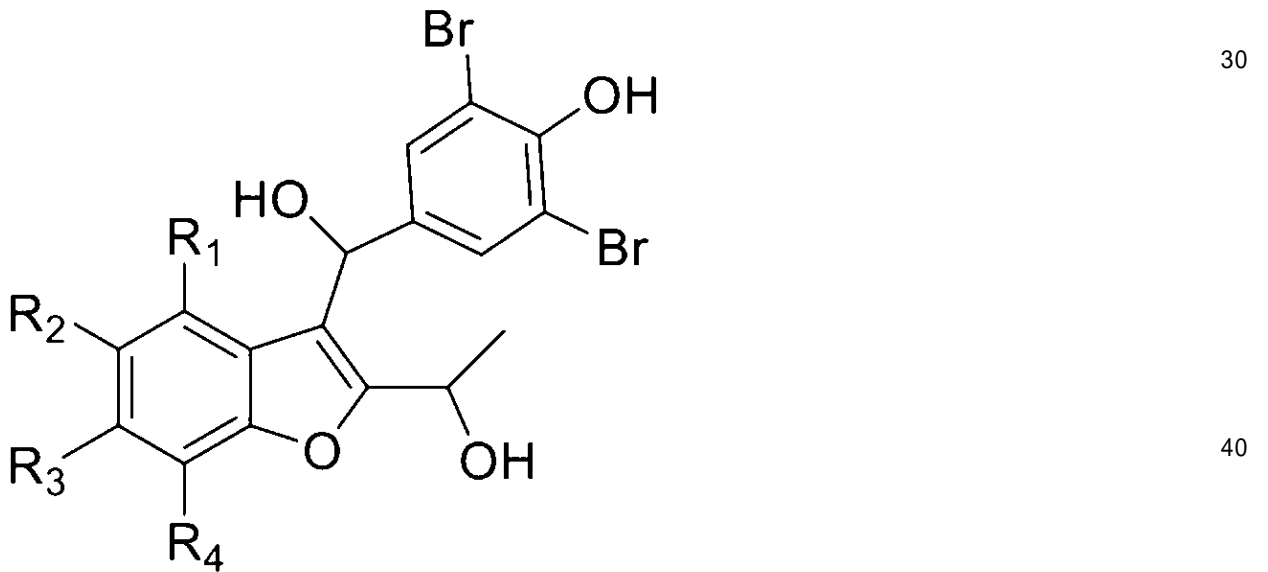


から選択される、請求項3に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項10】

式(II)：

【化5】



式(II);

(式中、

R₁、R₂、R₃およびR₄は、各々独立して水素、重水素、ヒドロキシおよびメトキシからなる群から選択され、R₁、R₂、R₃およびR₄の少なくとも1つは、重水素である)

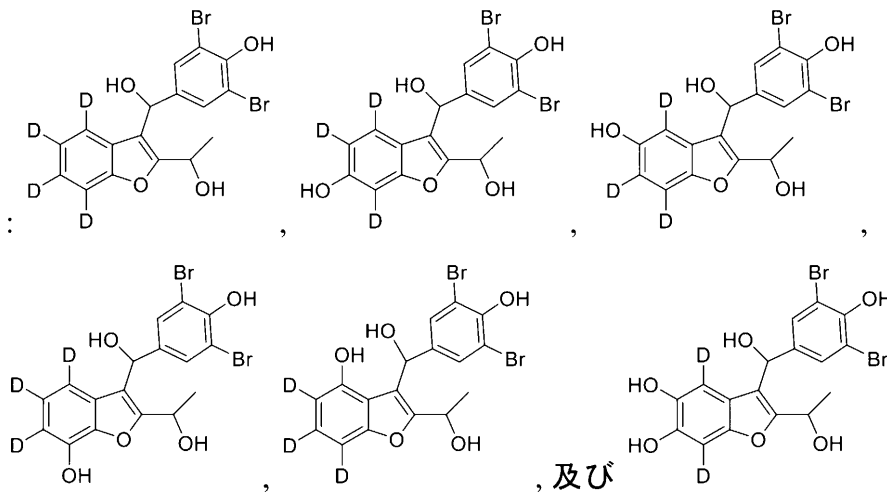
の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物である請求項1に記載の化合物。

【請求項11】

R₁、R₂、R₃およびR₄の少なくとも1つがヒドロキシである、請求項10に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項12】

【化2】



から選択される、請求項10に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項13】

高尿酸血症または痛風を処置または防止するための薬剤の製造における、請求項1～12のいずれか1つの化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物の使用。

【請求項14】

請求項1～13のいずれか一項に記載の化合物、またはその薬学的に許容される塩もしくは溶媒和物、ならびに薬学的に許容される担体、希釈剤および賦形剤から選択される少なくとも1種の非活性成分を含む医薬組成物。

10

20

30

40

50